

平成30年7月31日
三次市福祉保健部社会福祉課

平成30年7月豪雨による災害に係る 災害救助法の三次市への適用について

平成30年7月5日からの大雨による被害等に対して、三次市に災害救助法が適用されました。

適用年月日：平成30年7月5日（木）

災害名：平成30年7月豪雨

※災害救助法とは、災害に際して、国が地方公共団体等との協力の下に、必要な応急的援助を行い、被災者の生活の救済を行うことを目的とした法律です。

この法律に基づき住宅の応急修理などを実施します。（詳細については、別途お知らせします。）

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 社会福祉課

社会福祉係(担当/小原、鍛治)

電話番号:0824-62-6146 FAX番号:0824-62-6285

E-mail: fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp